

第5号議案 瀬戸焼で暮らしを楽しもう条例の制定についてに対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の3及び瀬戸市議会会議規則第15条の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

令和4年3月22日

瀬戸市議会議長 宮菌 伸仁 殿

発議者 瀬戸市議会議員

白井 淳

” 藤井 篤保

” 伊藤 賢二

” 中川 昌也

” 松原 大介

” 原田 孝

” 浅井 寿美

” 新井 亜由美

(別紙)

瀬戸焼で暮らしを楽しもう条例に対する修正案

瀬戸焼で暮らしを楽しもう条例（4年市長提出第5号議案）の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正後	修正前
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 瀬戸焼の利用及び普及の促進は、瀬戸焼の持続的な発展につながるとともに、産業、観光及び文化の振興等地域の活性化並びに郷土愛の醸成に貢献するものであることから、<u>より多くの人が瀬戸焼に対する理解を深め、暮らしの中に取り入れ、その魅力を市内外に広く伝えていくことができるよう、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民の連携及び協力が推進されるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(個人の意思及び選択の尊重)</u></p> <p>第8条 市は、この条例に基づく事業の実施に当たっては、<u>市民、市内事業者及び瀬戸焼関連事業者の意思及び選択を尊重しなければならない。</u></p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 瀬戸焼の利用及び普及の促進は、瀬戸焼の持続的な発展につながるとともに、産業、観光及び文化の振興等地域の活性化並びに郷土愛の醸成に貢献するものであることから、<u>市民一人一人が瀬戸焼に対する理解を深め、暮らしの中に取り入れ、その魅力を市内外に広く伝えていくことを基本として、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民が相互に連携し、及び協力しながら取り組まなければならない。</u></p> <p><u>(配慮)</u></p> <p>第8条 市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては、<u>個人の意思及び選択を尊重するよう配慮するものとする。</u></p>

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸焼を暮らしに取り入れるため瀬戸焼の利用及び普及の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、瀬戸焼の持続的な発展に資する必要があるからであるが、条例中、第3条の基本理念と第8条の配慮の条文に、解釈を間違え又は曲解の可能性が高いため修正する。